

# 「児童手当制度」 のご案内

本市に住民登録があるかたで、小学校修了前の児童（12歳なってから最初の3月31日までの児童）を養育しているかたに児童手当が支給されます。支払い期日は2月・6月・10月です。

## 児童手当制度の改正について

児童手当制度が平成19年4月から次のように一部改正になりました。

### ◆改正内容

3歳未満の第1子および第2子のお子さんの児童手当支給月額が5,000円から10,000円に増額となりました。ただし、3歳になった月の翌月からは第1子および第2子の支給額は5,000円となります。

### ◆支給額について

制度改正による支給額の対象月は平成19年度の4月分からです。

平成19年6月の支給額は19年2月から5月分が支給されますので、2月・3月分は改正前の支給額、4月・5月分は改正後の支給額となります。

### ◆改正についての手続き

今回の改正では、受給者のかたからの手続きは特に必要ありません。

		年齢区分	改正前	改正後
支給月額	3歳未満のお子さん	第1子および第2子	5,000円	10,000円（増額となります）
		第3子以降	10,000円	10,000円（改正前と同額）
	3歳以上のお子さん	第1子および第2子	5,000円	5,000円（改正前と同額）
		第3子以降	10,000円	10,000円（改正前と同額）
※3歳未満のお子さんが第3子以降の場合はいままでと同じです。 ※3歳未満のお子さんがいても、支給月額が変わらないケースもあります。 ※3歳以上のお子さんの支給額はいままでと同じです。				

### 支給例

19年6月支給額（平成19年2月～5月分）				
2月・3月支給月額 （改正前支給額）			4月・5月支給月額 （改正支給額）	
第1子	5歳	5,000円	5,000円（3歳以上のため改正前と同額）	
第2子	2歳	5,000円	10,000円（制度改正対象児により増額）	
第3子	1歳	10,000円	10,000円（第3子のため改正前と同額）	
計 20,000円			計 25,000円	
合計90,000円（20,000円×2カ月+25,000円×2カ月）				
平成19年10月からは全額が改正支給額になります 100,000円（25,000円×4月分）				

## 児童手当の制度について

### 児童手当の支給を受けるには

◇認定請求などの手続きが必要となります。（公務員のかたは勤務先への請求になります）

◇所得が限度額以上のかたには、児童手当が支給されません。（表をご覧ください）

なお、所得制限などで現在児童手当を受給されていないかたでも、所得が前年よりも少なかったり、所得税法に規定する扶養人数が増えたかたは、受給できるようになる場合がありますのでご相談ください。

◇申請時に提出するもの

- ・「認定請求書」（請求者の印鑑が必要です）
- ・「児童手当振込口座指定書」（請求者の預金通帳の番号がわかるものをご持参ください）
- ・「請求者の保険証」（国民健康保険以外のかた）
- ・「基礎年金番号」がわかるもの
- ・「所得課税証明書」（平成19年5月1日以降に転入したかた）

平成19年1月1日に住んでいた市町村の「平成19年度所得課税証明書」

- ・このほか、必要に応じて提出する書類があります（養育する児童と別居している場合など）

※1～4月の期間に申請した時は前々年の所得、5～12月の期間に申請した時は前年の所得

扶養親族などの数	所得限度額		注1) 扶養親族が4人以上の場合 合限度額は一人につき38万円が加算されます 注2) 老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合は限度額に一人につき6万円が加算されます 注3) なお、各自の所得から一律8万円ひかれます
	国民年金加入者 （自営業等）	厚生年金等加入者 （サラリーマン等）	
0人	460万円	532万円	
1人	498万円	570万円	
2人	536万円	608万円	
3人	574万円	646万円	

## 「現況届」の提出が必要です

児童手当を受給しているすべてのかたは、毎年6月中に「児童手当現況届」を提出することになっています。提出がないと支給が一時差し止めになりますのでご注意ください。

なお、対象となる受給者のかたには、案内と提出する書類を5月末に郵送する予定です。